

平成19年 No.53

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則等

改正理由

学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、
所要の改正を行うものである。

承認経過

学生キャリア支援センターの設置等（国立大学法人東京学芸大学学則の一部を
改正する学則（平成19年学則第5号））に伴う形式的な改正であるため、関係審
議機関には諮らず、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年 9 月28日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規則第29号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第 3 号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則（平成16年規則第 4 号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第 8 号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第 4 号）
- (6) 東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則（昭和49年規則第 4 号）
- (7) 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成 2 年規則第 3 号）

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成19年 9 月28日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年 1 月10日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (学生サービス課) 第17条 学生サービス課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 学生に対する奨学金、入学科及び授業料の免除等並びに経済援助に関すること。 (2) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。 (3) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関すること。 (4) 学生相談、学生支援等に関すること。 (5) 学生の健康診断及び保健施設の管理運営に関すること。 (6) 学生旅客運賃割引証に関すること。 (7) 学生の課外教育に関すること。 (8) 学生及び学生団体の指導に関すること。 (9) 課外活動施設の管理に関すること。 (10) 学生のボランティア活動に係る支援に関すること。 (11) キャンパス通信の作成及び発行に関すること。 (12) <u>学生相談センター</u>に関すること。 (13) 所掌事務の調査及び報告に関すること。 (14) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関すること。 2 就職支援室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 学生に対する就職支援事業の企画立案に関すること。 (2) 学生に対する就職指導及び就職相談に関すること。 (3) 学生のボランティア活動に係る支援に関すること。 (4) 学生の就職に係るキャリア教育支援に関すること。 (5) 学生のインターンシップに係る支援に関すること。 (6) 未就職者に係る就職支援に関すること。 (7) <u>学生キャリア支援センター</u>に関すること。 <u>(8)</u> 所掌事務の調査及び報告に関すること。 <u>(9)</u> その他学生の就職支援に関すること。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (学生サービス課) 第17条 学生サービス課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 学生に対する奨学金、入学科及び授業料の免除等並びに経済援助に関すること。 (2) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。 (3) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関すること。 (4) 学生相談、学生支援等に関すること。 (5) 学生の健康診断及び保健施設の管理運営に関すること。 (6) 学生旅客運賃割引証に関すること。 (7) 学生の課外教育に関すること。 (8) 学生及び学生団体の指導に関すること。 (9) 課外活動施設の管理に関すること。 (10) 学生のボランティア活動に係る支援に関すること。 (11) キャンパス通信の作成及び発行に関すること。 (12) <u>学生相談支援センター</u>に関すること。 (13) 所掌事務の調査及び報告に関すること。 (14) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関すること。 2 就職支援室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 学生に対する就職支援事業の企画立案に関すること。 (2) 学生に対する就職指導及び就職相談に関すること。 (3) 学生のボランティア活動に係る支援に関すること。 (4) 学生の就職に係るキャリア教育支援に関すること。 (5) 学生のインターンシップに係る支援に関すること。 (6) 未就職者に係る就職支援に関すること。 <u>(7)</u> 所掌事務の調査及び報告に関すること。 <u>(8)</u> その他学生の就職支援に関すること。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第2款 学生サービス課（就職支援室） （専門職員（学生支援担当）） 第66条 専門職員（学生支援担当）は、次の各号に定める事務を分掌する。 (1) 学生相談及び学生支援に関すること。 (2) 学生の健康診断及び保健管理に関すること。 (3) キャンパス通信の作成及び発行に関すること。 (4) <u>学生相談センター</u>に関すること。 （厚生企画係） 第67条 〔省略〕 （学生生活・奨学係） 第68条 〔省略〕 （課外教育・学寮係） 第69条 〔省略〕 （企画調査係） 第70条 企画調査係は、次の各号に定める事務を分掌する。 (1) 学生の就職支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 学生の就職支援事業の企画立案に関すること。 (3) 学生のボランティア活動に係る支援に関すること。 (4) 就職用広報資料の編集・発行に関すること。 (5) <u>学生キャリア支援センター</u>に関すること。 （教員就職係） 第71条 〔省略〕 （企業就職係） 第72条 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</u>	〔省略〕 第2款 学生サービス課（就職支援室） （専門職員（学生支援担当）） 第66条 専門職員（学生支援担当）は、次の各号に定める事務を分掌する。 (1) 学生相談及び学生支援に関すること。 (2) 学生の健康診断及び保健管理に関すること。 (3) キャンパス通信の作成及び発行に関すること。 (4) <u>学生相談支援センター</u>に関すること。 （厚生企画係） 第67条 〔省略〕 （学生生活・奨学係） 第68条 〔省略〕 （課外教育・学寮係） 第69条 〔省略〕 （企画調査係） 第70条 企画調査係は、次の各号に定める事務を分掌する。 (1) 学生の就職支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 学生の就職支援事業の企画立案に関すること。 (3) 学生のボランティア活動に係る支援に関すること。 (4) 就職用広報資料の編集・発行に関すること。 （教員就職係） 第71条 〔省略〕 （企業就職係） 第72条 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
別表		別表	
〔省略〕		〔省略〕	
<u>学 生 相 談 セ ン タ ー に 関 す る も の</u>		学 生 相 談 支 援 セ ン タ ー に 関 す る も の	東学芸相第 号
<u>学 生 キ ャ リ ア 支 援 セ ン タ ー に 関 す る も の</u>		(新設)	
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</u>			

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育実践施設長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長，<u>学生相談センター長，学生キャリア支援センター長及び事務局長をいう。</u> (2) 主管部長 各部長をいう。 (3) 主管課長 各課長をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</u>		〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育実践施設長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長及び事務局長をいう。 (2) 主管部長 各部長をいう。 (3) 主管課長 各課長をいう。 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (用語の定義) 第2条 〔省略〕 2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。 3 〔省略〕 〔省略〕	〔省略〕 (用語の定義) 第2条 〔省略〕 2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。 3 〔省略〕 〔省略〕

別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
	種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者		種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	〔省略〕				組 織 印	〔省略〕			
役 職 印	環境教育実践施設長	23	学系支援課長	施設・センター事務 係長	役 職 印	環境教育実践施設長	23	学系支援課長	施設・センター事務 係長
	教育実践研究支援セン ター長	23	学系支援課長	施設・センター事務 係長		教育実践研究支援セン ター長	23	学系支援課長	施設・センター事務 係長
	留学生センター長	23	国際課長	国際教育事業係長		留学生センター長	23	国際課長	国際教育事業係長
	国際教育センター長	23	国際課長	国際教育事業係長		国際教育センター長	23	国際課長	国際教育事業係長
	教員養成カリキュラム 開発研究センター長	23	学系支援課長	施設・センター事務 係長		教員養成カリキュラム 開発研究センター長	23	学系支援課長	施設・センター事務 係長
	保健管理センター所長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書 係長		保健管理センター所長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書 係長
	情報処理センター長	23	情報管理課長	情報基盤係長		情報処理センター長	23	情報管理課長	情報基盤係長
	放射性同位元素総合実 験施設長	23	学系支援課長	自然科学系事務係 長		放射性同位元素総合実 験施設長	23	学系支援課長	自然科学系事務係 長
	有害廃棄物処理施設長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書 係長		有害廃棄物処理施設長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書 係長
	<u>学生相談センター長</u>	23	総務部総務課長	総務課法規・文書 係長		<u>学生相談支援センター 長</u>	23	総務部総務課長	総務課法規・文書 係長
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</u>									

東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
〔省略〕		〔省略〕	
別表		別表	
組 織 の 単 位	勤 務 時 間 管 理 員 と な る 者	組 織 の 単 位	勤 務 時 間 管 理 員 と な る 者
〔省略〕		〔省略〕	
<u>学 生 相 談 セ ン タ ー</u>	学生サービス課厚生企画係長	<u>学 生 相 談 支 援 セ ン タ ー</u>	学生サービス課厚生企画係長
<u>学生キャリア支援センター</u>	<u>学生サービス課厚生企画係長</u>	(新設)	
〔省略〕		〔省略〕	
附 則			
<u>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</u>			

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 <u>別表1</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</u>		〔省略〕 <u>別表1</u> 〔省略〕	

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正						現 行					
〔省略〕						〔省略〕					
(様式2)						(様式2)					
学内文書交換表						学内文書交換表					
月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等			月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等		
			〔省略〕	学 生 相 談 セ ン タ ー	学 生 キ ャ リ ア 支 援 セ ン タ ー					学 生 相 談 支 援 セ ン タ ー	(新設)
〔省略〕						〔省略〕					
<u>附 則</u> <u>この要項は、平成19年10月1日から施行する。</u>											